

- 一 保健医療及び福祉の向上に貢献できる人材の育成に関すること。
 二 保健医療及び福祉に関する研究及び研修に関すること。

(名称及び位置)

第六十条 保健大学の名称及び位置は、青森県立保健大学条例（平成十年十一月青森県条例第五十八号）に定めるところにより、次のとおりである。

| 名 称 | 位 置 |
|----------|-------|
| 青森県立保健大学 | 青 森 市 |

(内部組織)

第六十一条 保健大学に事務局を置く。

2 事務局に総務課、企画情報課及び教務学生課を置く。

第六十二条 事務局の各課の分掌事務は、次に定めるところによる。

一 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

イ 庶務に関すること（他課の分掌事務に係る事務を除く。）。

二 企画情報課の分掌事務は、次のとおりとする。

イ 大学運営に係る重要事項の企画立案及び総合調整に関すること。

ロ 学則及び学内諸規程の制定及び改廃に関すること。

ハ 教授会、部局長会議等に関すること。

ニ 教員の人事に関すること。

ホ 学内情報システムに関すること。

ヘ 附属図書館及び健康科学研究研修センターに関すること。

三 教務学生課の分掌事務は、次のとおりとする。

イ 教育課程の編成及び授業計画に関すること。

ロ 学生の募集及び入学者の選抜に関すること。

ハ 学生の身分取扱いに関すること。

ニ 学生の指導に関すること。

ホ 学生の福利厚生に関すること。

ヘ 研究に関する連絡調整に関すること。

ト その他教務及び学生に関すること。

第六十三条及び第六十四条 削除

第三章第二節第三款第一目の二を削る。

- 第六十七条第二項中「内視鏡科」の下に「、総合診療内科」を加える。
 第三章第二節第三款第五目及び第六目を次のように改める。

第五目 食肉衛生検査所

(所掌事務)

第七十三条 食肉衛生検査所は、食用に供するために行う獣畜の処理及び食鳥の処理に係る検査その他の食肉衛生に関する事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)

第七十四条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|------------|------|--|
| 十和田食肉衛生検査所 | 十和田市 | 八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、上北郡、下北郡、三戸郡 |
| 田舎館食肉衛生検査所 | 田舎館村 | 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡 |

(内部組織)

第七十五条 次の表の上欄に掲げる食肉衛生検査所に同表の下欄に掲げる課を置く。

| 食肉衛生検査所名 | 課 | 名 |
|------------|-----------------------------------|---|
| 十和田食肉衛生検査所 | 総務課、と畜検査第一課、と畜検査第二課、と畜検査第三課、食鳥検査課 | |
| 田舎館食肉衛生検査所 | 総務課、検査課 | |

(分掌事務)

第七十六条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務に関すること。

二 食肉衛生に係る統計調査に関すること。

三 食肉衛生に係る知識の普及に関すること。

2 と畜検査第一課の分掌事務は、十和田市、むつ市、下北郡及び三戸郡（三戸支所の担当区域を除く。）の区域に係る第一号及び第三号に掲げる事務とし、と畜検査

第二課の分掌事務は、上北郡の区域に係る第一号及び第三号に掲げる事務とし、と畜検査第三課の分掌事務は、八戸市及び三沢市の区域に係る第一号及び第三号に掲げる事務とし、食鳥検査課の分掌事務は、第二号及び第三号に掲げる事務（三戸支所の担当区域に係る事務を除く。）とし、検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 食用に供するために行う獣畜のとさつ及び解体の検査に関する事務。

二 食鳥検査に関する事務。

三 その他食肉衛生の確保に関する事務。

(支所)

第七十七条 十和田食肉衛生検査所に支所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 担 当 区 域 |
|--------------------|------------|---------|
| 十和田食肉衛生検査所 三戸支所 | 三戸郡 三戸町 | 三戸町、田子町 |

2 支所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 食用に供するために行う獣畜のとさつ及び解体の検査に関する事務。
- 二 食鳥検査に関する事務。
- 三 その他食肉衛生の確保に関する事務。

第六目 削除

第七十八条から第八十一条まで 削除

第八十二条に次の二項を加える。

2 前項に規定する事務のほか、婦人相談所は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務を所掌する。

第三章第二節第三款第十二目を次のように改める。

第十二目 肢体不自由児・重症心身障害児施設

(所掌事務)

第九十四条 肢体不自由児・重症心身障害児施設は、次の事務を所掌する。

- 一 上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。
- 二 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入れさせて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと。

(名称及び位置)

第九十五条 肢体不自由児・重症心身障害児施設の名称及び位置は、青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の定めるところにより、次のとおりである。

| 名 称 | 位 置 |
|------------|-----|
| 青森県立あすなろ学園 | 青森市 |

(内部組織)

第九十五条の二 あすなろ学園に次の表の上欄に掲げる課及び科を置き、当該科に同表の下欄に掲げる班を置く。

| 課及び科名 | 班 | 名 |
|--------------------------|--------------------------|---|
| 総務課 医務科 看護科 指導科 | 肢体不自由児病棟看護班、重症心身障害児病棟看護班 | |

(分掌事務)
第九十五条の三 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 庶務に関する事務。
- 二 診療の受付及び入退園に関する事務。
- 三 給食に関する事務。
- 四 診療報酬の請求事務に関する事務。
- 五 診療記録の整備及び保管に関する事務。

2 医務科の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 児童の診療に関する事務。
- 二 児童の理学療法に関する事務。
- 三 調剤及び製剤に関する事務。
- 四 処方せんの整理及び保管に関する事務。
- 五 児童の機能訓練に関する事務。
- 六 児童の職能指導に関する事務。

3 看護科の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 児童の看護及び保護に関する事務。

4

指導科の分掌事務は、次のとおりとする。

一 入園児童の生活指導及び保育に関すること。

5 前条に規定する看護科の各班の分掌事務は、次のとおりとする。

肢体不自由児病棟看護班

肢体不自由児病棟に係る第三項に掲げる事務
重症心身障害児病棟看護班

重症心身障害児病棟に係る第三項に掲げる事務

第九十六条中「上肢、下肢又は体幹の機能の障害」を「肢体不自由」に改める。

第九十七条の表青森県立あすなる学園の項を削る。

第九十八条を次のように改める。

(内部組織)

第九十八条 さわらび園に総務課、医務科及び看護科を置く。

第九十九条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

医務科の分掌事務は、次のとおりとする。

第九十九条第二項に次の一号を加える。

七 入園児童の生活指導及び保育に関すること。

第九十九条第四項から第六項までを削る。

第九十九条の二中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 精神医療審査会に関すること。

第九十九条の五第一項に次の二号を加える。

九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)

第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に対する決定に関する事務のうち

専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。

四 精神医療審査会に関すること。

四 精神医療審査会に關すること。

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。

第三章第二節第三款第十五目を次のように改める。

第十五目 保健所

(所掌事務)

第九十九条の六 保健所は、地域保健法(昭和二十一年法律第二百一号)第六条に規定する事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)
第九十九条の七 保健所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|---------|-----------|----------------------------|
| 青森保健所 | 青 森 市 | 青森市、東津軽郡 |
| 弘前保健所 | 弘 前 市 | 弘前市、黒石市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町 |
| 八戸保健所 | 八 戸 市 | 八戸市、三戸郡、百石町、下田町 |
| 五所川原保健所 | 五 所 川 原 市 | 五所川原市、西津軽郡、北津軽郡(板柳町を除く。) |
| 上十三保健所 | 十 和 田 市 | 十和田市、三沢市、上北郡(百石町及び下田町を除く。) |
| むつ保健所 | む つ 市 | むつ市、下北郡 |

2 保健所は、健康福祉こどもセンターに併置する。
(支所)

第九十九条の八 五所川原保健所に支所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 担 当 区 域 |
|--------------|----------|--------------|
| 五所川原保健所鰺ヶ沢支所 | 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 鰺ヶ沢町、深浦町、岩崎村 |

2 支所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 母性及び乳幼児並びに老人の保健指導に関すること。

二 感染症、結核、慢性疾患、機能障害その他の疾病的予防のための指導に関すること。

三 家庭における傷病者の看護指導に関すること。

四 その他保健指導に関すること。

第三章第二節第三款第十五目の次に次の二目を加える。

第十五目の二 福祉事務所

(所掌事務)

第九十九条の八の二 福祉事務所は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第

十四条第五項に規定する事務のほか、次の事務を所掌する。

一 社会福祉法の規定による福祉サービスに係る情報提供等に関すること。

二 民生委員に関すること。

三 老人福祉法の規定による福祉の措置等の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する必要な援助の実施等に関すること。

四 身体障害者福祉法の規定による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する必要な援助の実施等に関すること。

五 敬老年金に関すること。

(名称、位置及び所管区域)

第九十九条の八の三 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|-----------|-----------|--------------------|
| 東地方福祉事務所 | 青 森 市 | 東津軽郡 |
| 中南地方福祉事務所 | 弘 前 市 | 中津軽郡、南津軽郡、板柳町 |
| 三戸地方福祉事務所 | 八 戸 市 | 三戸郡、百石町、下田町 |
| 西北地方福祉事務所 | 五 所 川 原 市 | 西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。） |
| 下北地方福祉事務所 | む つ 市 | 下北郡 |
| 上北地方福祉事務所 | 上北郡七戸町 | 上北郡（百石町及び下田町を除く。） |

2 前項の規定にかかわらず、母子及び寡婦福祉法第十一条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する資金に係る事務、敬老年金に係る事務その他の知事が別に定める事務に関する福祉事務所の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

（名称、位置及び所管区域）

第九十九条の八の五 児童相談所は、児童福祉法第十五条の二及び第二十七条第一項に規定する児童の福祉に関する事務を所掌する。

第九十九条の八の六 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

| 福 祉 事 務 所 名 | 所 管 区 域 |
|-------------------|--------------------------|
| 東 地 方 福 祉 事 務 所 | 青 森 市、東津軽郡 |
| 中 南 地 方 福 祉 事 務 所 | 弘前市、黒石市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町 |
| 三 戸 地 方 福 祉 事 務 所 | 八 戸 市、三戸郡、百石町、下田町 |
| 西北地方福祉事務所 | 五所川原市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。） |
| 下北地方福祉事務所 | むつ市、下北郡 |

| | |
|---------------------------------------|----------------------------|
| 上北地方福祉事務所 | 十和田市、三沢市、上北郡（百石町及び下田町を除く。） |
| 福 祉 事 務 所 は、健康福祉こどもセンターに併置する。 (支所) | 西北地方福祉事務所 鰺ヶ沢支所 |

第九十九条の八の四 西北地方福祉事務所に支所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 担 当 区 域 |
|--------------------|--------------|--------------|
| 西北地方福祉事務所 鰺ヶ沢支所 | 西津軽郡 鰺ヶ沢町 | 鰺ヶ沢町、深浦町、岩崎村 |

2 支所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 児童福祉法の規定による児童及び妊産婦の福祉に関する実情の把握並びに相談、調査及び指導に関する事。

二 母子及び寡婦福祉法の規定による母子及び寡婦の福祉に関する実情の把握並びに相談、調査及び指導に関する事。

三 知的障害者福祉法の規定による知的障害者の福祉に関する実情の把握並びに相談、調査及び指導に関する事。

第十五目的三 児童相談所

(所掌事務)

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|------------|-----|-----------------|
| 青森県弘前児童相談所 | 青森市 | 青森市、東津軽郡 |
| 青森県八戸児童相談所 | 八戸市 | 八戸市、三戸郡、百石町、下田町 |

| | |
|--------------|--------------------------|
| 青森県五所川原児童相談所 | 五所川原市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。） |
| 青森県むつ児童相談所 | むつ市 |

- 2 児童相談所は、健康福祉とともにセンターに併置する。
- 第九十九条の十の表青森県黒石身体障害児療育相談所の項を削り、同表中「青森県十和田身体障害児療育相談所」を「青森県上十三身体障害児療育相談所」に改め、同表青森県三沢身体障害児療育相談所の項を削る。
- 第一百条の四中「総務室」を「総務普及部」に、「メカトロニクス開発部及び普及部」を「及びメカトロニクス開発部」に改める。
- 第一百条の二の五第一項中「総務室」を「総務普及部」に改め、同項に次の四号を加える。
- 二 先端技術の調査に関する事。
- 三 先端技術の指導に関する事。
- 四 先端技術に係る情報の収集、加工及び提供に関する事。
- 五 技術員の養成に関する事。
- 第一百条の二の五第四項を削る。
- 第一百条の三中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。
- 二 食品、漆器、窯業及び木工に関する技術の調査及び普及指導に関する事。
- 第一百条の五を次のように改める。
- (内部組織)

第一百条の十三 機械金属技術研究所に総務普及部及び研究開発部を置く。 (分掌事務)

- 第一百条の十四 総務普及部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 庶務に関する事。
- 二 機械及び金属材料の加工技術等の調査に関する事。
- 三 機械及び金属材料の加工技術等の普及に関する事。
- 四 依頼試験に関する事。

- 二 研究開発部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 金属材料の加工技術の試験研究及び指導に関する事。
- 二 金属材料及び金属製品の分析に関する事。
- 三 機械加工技術及び切断接合技術の試験研究及び指導に関する事。
- 四 精密加工技術及び精密測定技術の試験研究及び指導に関する事。
- 五 製造工程の自動化技術及び生産工程の省力化技術の試験研究及び指導に関する事。
- 六 大学、企業等との金属材料の加工技術に関する共同研究開発に関する事。
- 七 大学、企業等との製造技術の高度化並びに製造工程の自動化技術及び省力化技術に関する共同研究開発に関する事。
- 八 金属材料の加工に係る技術員の養成に関する事。
- 第一百条の五の二 総務普及部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 庶務に関する事。
- 二 展示会、研究会、講習会等に関する事。
- 三 食品、漆器、窯業及び木工に関する技術の調査に関する事。

- 四 食品、漆器、窯業及び木工に関する技術の普及に関する事。
- 五 依頼試験に関する事。

- 2 食品開発部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 食品に関する試験研究及び実地指導に関する事。
- 2 漆工部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 漆器及び木地の試験研究及び実地指導に関する事。

- 3 烹業・化学部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 4 陶磁器、コンクリート製品等の試験研究及び実地指導に関する事。
- 二 分析試験及び依頼分析に関する事。

- 5 第百条の十一中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。
- 四 機械及び金属材料の加工技術等の調査及び普及指導に関する事。
- 5 第百条の十三及び第百条の十四を次のように改める。

九 製造技術の高度化並びに製造工程の自動化及び省力化に係る技術員の養成に関すること。

第三章第二節第三款の二第八目を次のように改める。

第八目 削除

第三章第二節第三款の二第二十三目を次のように改める。

第十三目 削除

第一百条の三十九及び第一百条の四十 削除

第一百一条に次の二項を加える。

2 東地方農林水産事務所、中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所は、前項に規定する事務のほか、次の事務を所掌する。ただし、中南地方農林水産事務所及び上北地方農林水産事務所にあつては、第二号に掲げる事務を除く。

一 家畜衛生に関すること。

二 漁港に関すること。

第一百一条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、家畜衛生に関する事務に関する農林水産事務所の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

| 農林水産事務所名 | 所 管 区 域 |
|-------------|-----------------------|
| 東地方農林水産事務所 | 青森市、東津軽郡 |
| 中南地方農林水産事務所 | 弘前市、黒石市、中津軽郡、南津軽郡 |
| 三戸地方農林水産事務所 | 八戸市、三戸郡 |
| 上北地方農林水産事務所 | 十和田市、三沢市、上北郡（横浜町を除く。） |
| 下北地方農林水産事務所 | むつ市、下北郡、横浜町 |
| 西地方農林水産事務所 | 五所川原市、西津軽郡、北津軽郡 |

4 前三項の規定にかかわらず、漁港に関する事務に関する農林水産事務所の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

| 農林水産事務所名 | 所 管 区 域 |
|---------------|---------|
| 青森市、東津軽郡、野辺地町 | |

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 三戸地方農林水産事務所 | 八戸市、三沢市、百石町、階上町 |
| 下北地方農林水産事務所 | むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村 |
| 西地方農林水産事務所 | 西津軽郡（森田村、柏村及び稻垣村を除く。）、市 浦村、小泊村 |

第一百四条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

総務室の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、下北地方農林水産事務所については、第一号及び第二号に掲げる事務とする。

第一百四条第一項第五号から第九号までを削り、同条第二項第八号中「農業協同組合」の下に「及び水産業協同組合」を加え、同項第三十七号、同条第三項第十七号及び同条第五項第十号を削り、同条第六項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八項中「第一号」を「第六号」に改め、第二号を第七号とし、第一号を第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一 土地改良区等の指導及び監督に関すること。

二 農業基盤整備資金に関すること。

三 土地改良財産等の管理に関すること。

四 用地の買収及び補償に関すること。

五 換地及び交換分合に関すること。

第一百五条の次に次の二条を加える。

（家畜保健衛生所）

第一百五条の二 農林水産事務所に家畜保健衛生所を置き、その名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|----------------------|-----|-------------------|
| 東地方農林水産事務所青森家畜保健衛生所 | 青森市 | 青森市、東津軽郡 |
| 中南地方農林水産事務所弘前家畜保健衛生所 | 弘前市 | 弘前市、黒石市、中津軽郡、南津軽郡 |
| 三戸地方農林水産事務所八戸家畜保健衛生所 | 八戸市 | 八戸市、三戸郡 |

| | | |
|---|-------------|-----------------------|
| 上北地方農林水産事務所 十和田家畜保健衛生所 | 十和田市 | 十和田市、三沢市、上北郡（横浜町を除く。） |
| 下北地方農林水産事務所 むつ家畜保健衛生所 | むつ市 | むつ市、下北郡、横浜町 |
| 西地方農林水産事務所木 造家畜保健衛生所 | 西津軽郡 木造町 | 五所川原市、西津軽郡、北津軽郡 |
| 2 東地方農林水産事務所青森家畜保健衛生所に業務課及び病性鑑定課を置き、中南地方農林水産事務所弘前家畜保健衛生所、三戸地方農林水産事務所八戸家畜保健衛生所、上北地方農林水産事務所十和田家畜保健衛生所、下北地方農林水産事務所むつ家畜保健衛生所及び西地方農林水産事務所木造家畜保健衛生所に業務課及び検査課を置く。 | | |
| 3 業務課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。 二 家畜の伝染病の予防に関すること。 三 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること。 四 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関すること。 五 動物用医薬品等の販売許可及び立入検査等に関すること。 六 その他地方における家畜衛生の向上に関すること。 | | |
| 4 病性鑑定課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 家畜疾病的病性鑑定に関すること。 | | |
| 二 家畜の保健衛生及び疾病予防の技術普及に関すること。 | | |
| 三 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること。 | | |
| 4 検査課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 家畜疾病的病性検査に関すること。 | | |
| 二 家畜疾病的病性検査に関すること。 | | |
| 三 地方的特殊疾病的調査に関すること。 | | |
| 5 検査課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること。 | | |
| 二 家畜疾病的病性検査に関すること。 | | |
| 三 地方的特殊疾病的調査に関すること。 | | |
| 第三章第二節第四款第一目中第百七条の次に次の一条を加える。 (漁港漁場整備事務所) | | |

第百七条の二 農林水産事務所に漁港漁場整備事務所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 担 当 区 域 |
|--|--------------|-------------------------------|
| 東地方農林水産事務所東青地 方漁港漁場整備事務所 | 青森市 | 青森市、東津軽郡、野辺地町 |
| 三戸地方農林水産事務所三八 地方漁港漁場整備事務所 | 八戸市 | 八戸市、三沢市、百石町、階上町 |
| 下北地方農林水産事務所下北 地方漁港漁場整備事務所 | むつ市 | むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村 |
| 西地方農林水産事務所西北地 方漁港漁場整備事務所 | 西津軽郡 鰺ヶ沢町 | 西津軽郡（森田村、柏村及び稻垣村を除く。）、市浦村、小泊村 |
| 2 東地方農林水産事務所東青地方漁港漁場整備事務所及び下北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所に管理課、計画指導課及び建設課を置き、三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所及び西地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所に管理課及び建設課を置く。 | | |
| 3 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 用地の買収及び補償に関すること。 二 漁港施設等の維持管理に関すること。 三 漁港施設の占用料等の徴収に関すること。 4 計画指導課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 特定漁港漁場整備事業等及び漁港区域内の海岸保全事業の調査及び計画に関すること。 二 工事の発注の計画及び調整に関すること。 三 国県費補助漁港工事の技術的指導監督に関すること。 四 工事の設計審査に関すること。 五 工事の進行管理に関すること。 六 工事の設計積算資料に関すること。 七 工事の統計に関すること。 八 災害の総括に関すること。 | | |

建設課の分掌事務は、東地方農林水産事務所東青地方漁港漁場整備事務所及び下北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所にあつては第一号から第三号までに掲げる事務とし、三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所及び西地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所にあつては次に掲げる事務とする。

一 工事の調査、設計及び監督に關すること。

二 工事用機械器具の保管に關すること。

三 その他技術的管理に關すること。

四 特定漁港漁場整備事業等及び漁港区域内の海岸保全事業の調査及び計画に關すること。

五 工事の発注の計画及び調整に關すること。

六 国県費補助漁港工事の技術的指導監督に關すること。

七 工事の設計審査に關すること。

八 工事の進行管理に關すること。

九 工事の設計積算資料に關すること。

十 工事の統計に關すること。

十一 災害の総括に關すること。

第三章第二節第四款第十二目を次のように改める。

2 県土の整備に關する事務の区域が二以上の県土整備事務所の所管区域にわたるときは、知事が当該事務を分掌する県土整備事務所を指定することができる。
(内部組織)

第二百十六条 次の表の上欄に掲げる県土整備事務所に同表の下欄に掲げる室及び課を置く。

- 第一百五十一条から第一百五十四条まで 削除
- 第三章第二節第四款第二十目を次のように改める。
- 第二百八十四条から第一百十三条まで 削除
- 第三章第二節第五款を次のように改める。
- 第五款 県土整備部の出先機関の名称及び所掌事務等
- 第一目 県土整備事務所
- (所掌事務)
- 第二百四条 県土整備事務所は、県土の整備に關する事務を所掌する。
- 2 青森県土整備事務所、八戸県土整備事務所及び十和田県土整備事務所は、前項に規定する事務のほか、次の事務を所掌する。
- 一所管区域内の新幹線事務所に係る物品の管理及び予算の執行に關すること。(名称、位置及び所管区域)
- 第二百十五条 県土整備事務所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|-------------|-----------------|-------------------|
| 青森県土整備事務所 | 青 森 市 | 青森市、東津軽郡 |
| 弘前県土整備事務所 | 弘 前 市 | 弘前市、黒石市、中津軽郡、南津軽郡 |
| 八戸県土整備事務所 | 八 戸 市 | 八戸市、三戸郡 |
| 五所川原県土整備事務所 | 五所川原市 | 五所川原市、北津軽郡 |
| 十和田県土整備事務所 | 十和田市 | 十和田市、三沢市、上北郡 |
| むつ県土整備事務所 | む つ 市 | むつ市、下北郡 |
| 鰯ヶ沢県土整備事務所 | 西 津 軽 郡 鰯ヶ沢町 | 西津軽郡 |
| | | |

(分掌事務)

第二百十七条 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務に關すること。

二 次に掲げる諸収入金の徵収に關すること（港湾管理所において分掌する事務を除く。）。

イ 道路（都市計画道路を含む。）、河川、港湾、海岸保全区域（漁港区域に係るもの）を除く。）及び一般公共海岸区域に係る使用料、占用料、採取料及び手数料

ロ 国有財産の使用料

ハ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の規定による砂利採取計画の認可、変更の認可等に係る手数料

ニ 県営住宅の家賃（これに相当する使用料を含む。）及び敷金並びに共同施設の使用料

ホ 特定公共賃貸住宅の家賃及び敷金並びに共同施設の使用料

三 入札の執行及び契約に關すること。

四 国県費補助土木工事の事務的指導監督に關すること。

五 建設業の許可に關すること。

六 净化槽工事業の登録に關すること。

2 財産管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 道路（都市計画道路を含む。）、河川、港湾、海岸保全区域、一般公共海岸区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び国有土地水面に係る事務的管理に關すること。

二 砂利採取法の施行に關すること（河川区域、河川保全区域及び国土交通省所管の国有財産（港湾区域及び港湾隣接地域に所在するものを除く。）の区域に係るものに限る。）。

三 屋外広告物法（昭和二十四年法律第二百八十九号）及び青森県屋外広告物条例（昭和五十年十一月青森県条例第四十五号）の施行に關すること。

四 都市計画事業に係る事務的管理に關すること。

3 用地課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、第二号から第五号までに掲げる事務にあつては、五所川原県土整備事務所、むつ県土整備事務所及び鰺ヶ沢県土整備事務所に限る。

一 用地の買収及び補償並びに用地の買収に伴う登記の嘱託に關すること。

二 道路（都市計画道路を含む。）、河川、港湾、海岸保全区域、一般公共海岸区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び国有土地水面に係る事務的管理に關すること。

三 砂利採取法の施行に關すること（河川区域、河川保全区域及び国土交通省所管の国有財産（港湾区域及び港湾隣接地域に所在するものを除く。）の区域に係るものに限る。）。

四 屋外広告物法及び青森県屋外広告物条例の施行に關すること。

五 都市計画事業に係る事務的管理に關すること。

4 企画整備課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、第七号に掲げる事務にあつては弘前県土整備事務所を除き、第九号に掲げる事務にあつては十和田県土整備事務所に限る。

一 土木工事の発注の計画及び調整に關すること。

二 土木工事の設計審査に關すること。

三 土木工事の進行管理に關すること。

四 土木工事の設計積算資料に關すること。

五 土木工事の統計に關すること。

六 災害の総括に關すること。

七 港湾に關する次のとおり（港湾管理所において分掌する事務を除く。）。

イ 港湾施設の維持管理に關すること。

ハ 港湾工事の調査、設計、施工及び監督に關すること。

イ 港湾に關する次のとおり（港湾管理所において分掌する事務を除く。）。

ハ 港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立、盛土、敷地等による土地の造成又は整備に關すること。

イ 海岸保全区域の管理に關すること。

ハ その他港湾の利用及び管理に關すること。

ハ 下水道に關する次のとおり。

イ 工事の調査、設計及び監督に關すること。

ロ 工事用材料の検査に關すること。

ハ 国県費補助土木工事の技術的指導監督に關すること。

ニ その他技術的管理に關すること。

ホ 国土湖特定環境保全公共下水道（昭和三十三年法律第七十九号）及び青森県公共下水道条例（平成三年三月青森県条例第二号）の施行に關す

ること。

5 道路管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 道路（都市計画道路を含む。）に関する次のこと（施設の維持管理及び災害復旧に係る事務に限る。）。

イ 工事の調査、設計及び監督に関する事務。

ロ 工事用材料の検査に関する事務。

ハ 国県費補助土木工事の技術的指導監督に関する事務。

ニ 工事用機械器具及び直営工事現場資材の保管に関する事務。

ホ その他技術的管理に関する事務。

6 道路整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 道路（都市計画道路を含み、地域高規格道路を除く。）に関する次のこと（道路管理課において分掌する事務を除く。）。

イ 工事の調査、設計及び監督に関する事務。

ロ 工事用材料の検査に関する事務。

ハ 国県費補助土木工事の技術的指導監督に関する事務。

ニ 工事用機械器具及び直営工事現場資材の保管に関する事務。

ホ その他技術的管理に関する事務。

7 河川砂防管理課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる事務にあつては五所川原県土整備事務所、第四号に掲げる事務にあつては十和田県土整備事務所、第五号に掲げる事務にあつてはむつ県土整備事務所に限る。

一 河川、海岸、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止に関する次のこと（施設の維持管理及び災害復旧に係る事務に限る。）。

イ 工事の調査、設計及び監督に関する事務。

ロ 工事用材料の検査に関する事務。

ハ 国県費補助土木工事の技術的指導監督に関する事務。

ニ 工事用機械器具及び直営工事現場資材の保管に関する事務。

ホ その他技術的管理に関する事務。

三 飯詰川飯詰ダム及び小泊川小泊ダムの管理に関する事務。

四 野辺地川清水目ダムの管理に関する事務。

五 川内川内ダムの管理に関する事務。

6 河川砂防整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 河川、海岸、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止に関する次のこと（河川砂防管理課において分掌する事務を除く。）。

二 工事の調査、設計及び監督に関する事務。

三 工事用材料の検査に関する事務。

四 その他技術的管理に関する事務。

五 その他技術的管理に関する事務。

六 その他技術的管理に関する事務。

七 その他技術的管理に関する事務。

八 その他技術的管理に関する事務。

九 その他技術的管理に関する事務。

十 その他技術的管理に関する事務。

11 建築指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 建築物の調査、審査及び確認に関する事務。

二 違反建築物に対する措置に関する事務。

三 净化槽の構造に関する事務。

四 住宅金融公庫からの委託業務に係る個人住宅、団地住宅、災害復興住宅、労働者住宅、労働者財産形成住宅及び住宅改良工事の認定及び審査に関する事務。

五 県営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務。

六 国庫補助による市町村営住宅（住宅地区改良住宅を含む。）の建設工事の技術指導に関する事務。

七 都市計画に関する事務（開発行為等の規制に関する事務に限る。）。

八 県有建築物及び附帯施設の營繕に係る設計及び監督に関する事務。

九 租税特別措置法の重課制度適用除外に係る優良な宅地及び住宅の認定に関する事務。

十 道路の位置の指定に関する事務。

（ダム建設所）

8 河川砂防整備課の分掌事務は、次のとおりとする。